

第3回 特別研修会

事例から学ぶ歯科医療紛争・ 学会専門医および試験等の方針について

講師：永原 國央先生

(朝日大学歯学部口腔病態医療学講座インプラント学分野教授)

日時：12月3日(土)

場所：(株)松風 東京営業所



瀧 俊之 (神奈川県)

平成28年12月3日(土) (株)松風東京支社において第3回特別研修会が開催された。

講師として朝日大学歯学部インプラント学分野教授、日本口腔インプラント学会理事・試験委員長の永原國央先生に「事例から学ぶ歯科医療紛争・学会専門医および試験等の方針について」ご講演いただいた。



口腔インプラント治療は、多くの患者が口腔機能を回復し満足のいく経過をたどっている反面、トラブルも多く、医療紛争に発展するケースがある。

朝日大学歯学部では、法学部の先生方と医療紛争に関する勉強会を開催し、その一部をQuintessence DENTAL Implantologyに10回シリーズで「裁判例から学ぶインプラント医療紛争の傾向と対策」として掲載された。今回は「トラブルを起こさない歯

科医療を如何に提供していくか。」「患者にとって安全、安心な歯科医療を提供するために。」といったポイントに絞った内容の解説と、日本口腔インプラント学会でのケースプレゼンテーション試験および専門医、指導医試験に関して、学会としての方針をお話しいただいた。

事例から学ぶ歯科医療紛争として

1. 術後に合併症を起こした症例で技術過誤が認められた判例/認められなかった判例
2. インプラント治療に関する説明内容の違いにより賠償金額に差が出た判例
3. インプラント治療に起因する下歯槽神経麻痺が生じた症例で術前にX-rayを撮影していたケース/撮影していなかったケース
4. 保険医療機関の指定及び保険医登録の取消処分の妥当性が認められた判例/認められなかった判例

医療訴訟では過失として注意義務違反の以下2点が争点となる。

1. 技術過誤が存在するとき(術前診査とその説明、手術手技、術後管理等がその時の一般医療水準にあるか問われる)
2. 説明義務違反が存在するとき(他の治療と比較しての利点・欠点、検査結果、手術内容、障害、偶発事故、術後短期・長期間問題や注意事項の説明の有無)

特に治療法を選択する際に欠点を説明する義務があること、その時代の医療水準にあることが大切で、講習会等に継続して出席していくことを強調されていた。

第3回 特別研修会

また、紛争とならない為にメンテナンスを中心に信頼のある関係を続けていくことが肝要とのことであつた。

また、慰謝料についてその額は裁判官の専権事項であるので、裁判官の心証も大切であること。保険医療機関の指定及び保険医登録の取消基準として①故意に不正を行ったか。②二重、架空請求、重大な過失がしばしば行われているか。が問われること。

下歯槽神経麻痺とX-ray診査について、現段階では下顎臼歯インプラントに際してCT撮影は必須と考えられていて、パノラマX-rayのみでは医療過誤、過失を認められるとのことであつた。

最後に弁護士サイドからのアドバイスとして、不幸にも合併症が発生した場合には「どうしたら訴えられないか」と考えるのではなく、「どうすれば、治療内容や合併症の原因について患者さんと共通の認識を持てるか」を考えることが大切であるとのことであつた。

普段知ることのない訴訟のポイントとなる争点を、理解しやすいように説明していただき少し不安が晴れたように感じました。

学会専門医・指導医および試験等の方針について
ケースプレゼンテーション試験のポイントとして

- 1口腔単位として充填以外の3年間良好に経過した症例を選ぶこと
- 症例基準に準じた時期のパノラマ写真、口腔内写真(5枚法以上)であること
- 2019年以降の試験では術前写真も5枚法となる
- 即時埋入やGBRのない単純症例であること
- 学会の治療指針に沿った内容で答えること
- 再来年以降は学術大会とは別日程となる
- 専門医・指導医試験について
- 口腔インプラント学会学術用語集3版の用語を使うこと
- 学会のインプラント治療指針に従った出題がされる
- 臨床実地、一般問題の採点に関しては、必要なキーワードが記述されているか
- 再来年以降には一般問題は多肢選択方式となり、次年度より問題の準備を進めていく
- 未承認材料の使用も認められるが、同意書があること

以上要約して解説していただき、その後活発な質疑応答がなされ関心の高さを伺い知ることができました。貴重なご講演ありがとうございました。

